

(事業の目的)

第1条 株式会社ケンモクが設置するダスキンヘルスレント箕面ステーション(以下「事業所」という。)において、実施する指定特定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの(以下「専門相談員」という。))が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の選定の援助、取付、調整等を行い、特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売することにより、日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

2 事業の運営にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の運営にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の運営にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの適用に努めるものとする。

5 事業所は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売する。

6 事業所は、提供する福祉用具の質を評価を行い、常にその改善を図る。

7 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第116号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業の運営)

第3条 指定福祉用具貸与[指定予防福祉用具貸与]の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ダスキンヘルスレント箕面ステーション

(2) 所在地 大阪府箕面市牧落3-16-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 5名以上

専門相談員は、福祉用具サービス計画(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売)の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

1) 特定福祉用具に関する相談援助、2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、3) 利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定4) 特定福祉用具の使用方法的指導

(3) 事務職員 1名以上 は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日 (日曜、祝日、12月31日～1月3日を除く)

(2) 営業時間 午前9時から午後6時

(商品の提供方法、内容等)

- 第7条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。
- (1) 指定特定福祉用具販売指定[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
 - (2) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- 2 事業所において取扱う特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の種目は次のとおりである。

本事業所において取り扱う福祉用具の種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

- 3 貸与・購入の選択制の商品については利用者に必要な情報提供と提案を行う。

(利用料等)

- 第8条 特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売した場合の利用料の額は、カタログ掲載の料金によるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
 - 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 4 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対して利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実地地域は、大阪府全域 とする。

(苦情処理)

- 第10条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を構ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関し、介護保険法第23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。また事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関する記録を整備し、サービス提供の日から最低5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケンモクと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定します。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。又、定期的に計画の見直しを行います。

(感染症対策)

第15条 従事者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施すること。

(暴力団排除)

第16条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

(虐待防止対策)

第17条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。
(4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

附 則 この規定は、令和7年2月1日から施行する。
この規定は、令和5年10月1日から施行する。
この規定は、平成30年4月16日から施行する。
この規定は、平成18年5月6日から施行する。
この規定は、平成26年4月7日から施行する。
この規定は、平成24年4月1日から施行する。